

## タブレット端末の活用ガイドライン

安中市教育委員会学校教育課

### 1 目的

タブレット端末を使った学習（家庭学習を含む）を行う際に必要なルールを示す。

### 2 必要な物品等

タブレット端末を使った学習を行うためには、原則、タブレット端末とインターネット利用環境（Wi-Fi環境）が必要である。よって、児童生徒一人一人にタブレット端末を貸与する。児童生徒の保護者は所定の申請書を学校へ提出し、本ガイドラインに沿って利用者（児童生徒）にタブレット端末を利用させる。学校でタブレット端末を活用する際の通信費は市が負担する。家庭でタブレット端末を活用する際、インターネットへの接続設定等は保護者が行うものとし、原則、通信費は保護者負担とする。

### 3 注意事項

利用者は、以下のことを遵守する。これらのことを守れなかったり、不適切に利用したりしたことが認められた場合、タブレット端末の貸与を停止する可能性がある。

- (1) ユーザーIDとパスワードは他人へ教えたり、他人のものを聞き出したりしない。
- (2) 貸与されたタブレット端末は、利用者が大切に活用する。
- (3) タブレット端末のそば（タブレット端末を置いたままの机等）で飲食しない。
- (4) タブレット端末は利用者が自己管理をし、その破損や紛失、盗難等に注意する。  
なお、タブレット端末に不具合等が生じた場合、速やかに学校へ報告する。必要に応じて学校へ届を提出する。
- (5) 学校から指示のないファイルやアプリのダウンロード等をしない。
- (6) 学習に関係ない行為（私的な利用、学習目的でないサイトの閲覧、書き込み、写真の送付、動画の配信等）をしない。
- (7) 学校等のシステムを調べたり、破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人の個人情報（名前や写真、動画等）の送付や配信、他人への誹謗中傷等の犯罪行為はしない。
- (8) USBメモリ等の外部装置、周辺機器を接続しない。ただし、イヤホンやヘッドホンはこれに当たらない。
- (9) 家庭でタブレット端末を活用した後、充電器が家庭にある場合は充電を行う。
- (10) 動画等の利用は、その際の通信容量が多く発生するので注意する。

### 4 その他

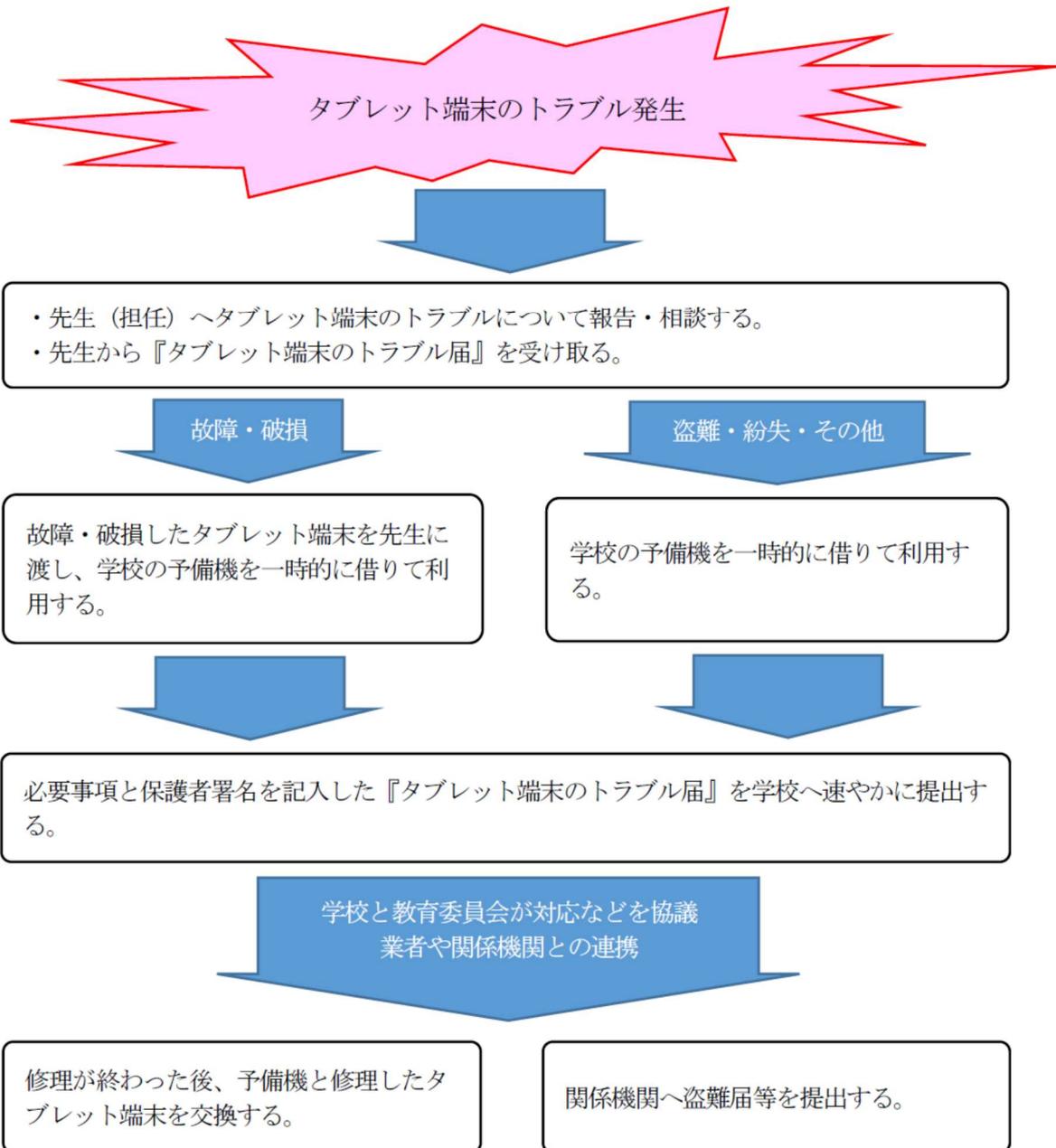
- (1) 貸与の期間は、原則、貸与が許可された日から在籍校を卒業、または転出する日までとする。  
しかし、貸与するタブレット端末は消耗品であるため、状況によって、その期間が途中で終了する場合がある。
- (2) 故障や破損等の場合、学校及び教育委員会で協議した上、修理費や運搬費等を保護者負担とする可能性がある。
- (3) 盗難や紛失等の場合、学校及び教育委員会で協議した上、同等品を購入する等、保護者に弁償を求める可能性がある。
- (4) 配布したアカウントを使った学習履歴等は記録され、学校や教育委員会へ報告される。
- (5) 本ガイドラインに記載のない事項については、随時、学校及び教育委員会で協議し決定する。

#### 【保護者へのお願い】

家庭においてお子様がタブレット端末を使って何をしているか等の把握に努めていただくようお願いいたします。心配や気になること等がある場合は、学校へ御相談ください。

# タブレット端末のトラブル時の対応マニュアル

安中市教育委員会 学校教育課



## 【注意事項】

- ・事実関係をよく確認し、学校と教育委員会が協議した上、修理等に係る費用が保護者負担となる場合や相当する同等品を弁償していただく場合があります。その場合、追って学校から当該する保護者へ連絡いたします。
- ・学校から配付された「タブレット端末の活用ガイドライン」と「タブレット端末の活用ルール」をお子様と一緒によく確認してください。